

一般財団法人富山県バスケットボール協会旅費規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）旅費規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 本協会旅費規程に定める県内出張は、この細則に基づき支給する。

2 本協会旅費規程第10条第3項の事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本協会加盟の連盟等が主催又は主管する競技会等

(2) バスケットボールの普及、振興及び発展に寄与する事業

(3) その他本協会理事会において、特に必要と認める事業

(交通費の支給)

第3条 前条に掲げる事業の運営、審判等に従事する者に対し、自己の車を使用したとき、旅費のうち交通費（車賃）として別表のとおり支給する。

2 片道距離の算出に当たっては、距離計算ソフト（NAVITIME 推奨）を利用して、事業の主催又は主管する者に申出るものとする。ただし、チーム帯同などチーム関係者として業務に従事したときは、申出ることができない。

(補則)

第4条 本協会が主催する競技会等の事業費用や第2条第2項に定める事業費用は、事業の主催又は主管する者が開催経費から支出するものとする。

2 本協会加盟の連盟等が主催又は主管する事業においては、旅費等を支給することから昼食費用を支出しないこととし、自己負担で賄うこととする。

附 則

この規程は、2023年5月24日から施行する。

別表（第3条関係）

片道距離	車 賃
25 km 以下	5 0 0 円
26 km ～ 50 km 以下	1, 0 0 0 円
51 km ～ 75 km 以下	1, 5 0 0 円
76 km ～ 100 km 以下	2, 0 0 0 円
101 km 以上	2, 5 0 0 円
備 考	1 片道距離とは、居住地から会場地までの一般道路を利用した場合の距離とし、小数点以下は切り捨てる。 2 高速道路料金や駐車料金等は、支給しない。